

京都市文化芸術活動緊急奨励金の申請状況について

- 1 申請期間 令和2年5月7日（木）～5月17日（日）
オンライン又は郵送（17日消印有効）

2 申請件数（最終）

オンライン	郵送	合計
810	261	1,071

<参考> 京都市文化芸術活動緊急奨励金の概要

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、展覧会・公演等の文化芸術事業が、中止・延期を余儀なくされるなど、発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止など、現下の情勢において実施できる文化芸術活動を募集し、審査の上、奨励金（上限30万円）を交付する。

2 奨励対象者

以下の各号の全てに当てはまる個人又はグループ。なお、法人格を有するものを除く。

- (1) 住所地又は活動拠点が京都市内であること。
- (2) 京都市域における文化芸術の振興や発信に関する活動実績があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、展覧会、公演等をはじめとする活動機会が失われており、収入の減少が見込まれること。

3 奨励内容

(1) 対象となる活動

自粛要請期から再開期への移行期において取り組む文化芸術活動

ア 表現部門（作家、演奏家、俳優、舞踊家など）

イ マネジメント・技術部門（制作技術スタッフ、舞台監督、演出家、キュレーターなど）

(2) 事業期間

交付決定後から令和2年8月末まで

(3) 実績報告

成果物（レポートや企画書、作品の写真等）の提出を求める。

(4) その他

採択者の中から特に顕著な事業については、京都市による継続的な支援や京都芸術センター等関係機関によるサポートを検討。